

2021年3月22日
一般社団法人 太陽光発電協会

※2021年4月以降の取得設備に係る生産性向上要件証明書発行について※

生産性向上特別措置法の適用期間につきまして、2021年3月末までとなっております。
現在、2年間の期間延長が検討されておりますが、その実施に必要な法改正等は、国会審議中のため完了していません。

しかしながら、2年間の延長という内容で税制改正大綱が閣議決定しており、弊協会としても、法案成立前の状況ではございますが、引き続き証明書発行のための申請を継続して受け付けることといたしました。

尚、法改正に伴い、証明書について変更等が生じる可能性もございますが、御理解頂いた上で、御申請を頂きますようお願い申し上げます。